

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 39(オ)419	原審裁判所名	名古屋高等裁判所金沢支部
事件名	約束手形金請求	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 39 年 12 月 11 日	原審裁判年月日	昭和 39 年 1 月 20 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 18 卷 10 号 2160 頁		

判示事項	越権代理人が本人の実印を使用して約束手形を振り出した場合について民法第 一一〇条にいう「権限アリト信スヘキ正当ノ理由」がないとされた事例。
裁判要旨	甲がその実父である乙の実印を使用し、権限をこえ、乙の代理人として丙にあてて約束手形を振り出した場合でも、甲は乙に無断で右実印を持ち出したものであり、乙と丙とは従前取引をしたことがない等当該振出に関し原審が確定したような事情（原判決理由参照）があるときは、丙が、乙に甲の権限について確めることなく、甲は右約束手形を振り出す権限を有すると信じたことには、過失があるというべきである。

全 文	
主 文	
	<p>本件上告を棄却する。</p> <p>上告費用は上告人の負担とする。</p>
理 由	
	<p>上告代理人長谷川専造の上告理由第一点について。</p> <p>訴外Dは被上告人名義の本件第一手形を振り出す権限を有しなかつた旨および所論（2）引用の原判示は、いずれも、証拠関係に照らし、相当である。したがって、原判決に所論の違法はなく、所論は、ひつきよう、原審の専権に属する証拠の取捨判断および事実の認定を非難するに帰するから、採用できない。</p> <p>同第二点について。</p> <p>Dが被上告人の実印を無断で持ち申した旨の原審の認定が原判決挙示の証拠に照し相当であり、右認定事実その他Dが本件第一手形の振出人欄に被上告人名義で記名押印するに至つた経緯、Dと被上告人との関係、本件当事者間の取引関係、右手形の金額等について原審の確定した諸般の事情のもとでは、上告人は、直接、本人である被上告人にDの権限の有無を確めるべきであり、このような措置をとることなく、漫然右訴外人が右手形を振り出す権限を有すると信ずるに至つたことには過失があるとした原判示は、所論引用の判例の趣旨に反するものではなく、正当である。したがって、原判決に所論の違法はなく、所論は、ひつきよう、右と異なつた見解に立つて原判決を攻撃するに帰するから、採用できない。</p> <p>よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。</p> <p>（裁判長裁判官 奥野健一 裁判官 山田作之助 裁判官 草鹿浅之介 裁判官 城戸芳彦 裁判官 石田和外）</p>

---

※参考：判例タイムズ 172 号 104 頁、判例時報 399 号 27 頁